

○山内座長 おはようございます。大変お暑うございます。その中で、さっきちらっとポスターの話題などが出ていたみたいですが、いろいろなシーズンになってきたと思います。それで、議会制度研究会も今回でもう8回となります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題に入ります。まず、1 検討分類における「議会運営」についてを議題といたします。資料1をごらんください。前回までの議論で結論が出ました3つの項目について、議会運営委員会への報告案を正副座長で整理いたしました。本日は、こちらの内容を皆さんに確認していただきたいと思います。

それでは、資料1について、事務局より説明をさせます。

○星区議会事務局次長 まず資料でございますが、議会運営委員会への報告内容（案）でございます。1の議会運営について、(1)から(3)までが前回結論が出た内容でございます。

まず(1)でございます。文書質問制度の導入については現行どおりとする。参考として主な意見を2つ入れてございます。1つ目が議員活動の幅を広げるために制度化すべき。世田谷区議会では、各議員に一般質問する時間が保障されており、制度化は必要ない。

(2)でございます。定例会ごとの意見開陳、これも現行どおりとする。参考として主な意見を2つ掲載しております。議会を活性化するために導入すべき。現在の委員長報告は、各会派の意見がうまくまとめられている。現状のままでよい。

(3)交渉団体について、これも現行どおりとする。参考の主な意見として、1つ目に、少数会派からの意見の酌み上げのために、3人以上を交渉会派として認めることにする。2つ目が、議案提出などの関係から見ても、3人とする根拠が薄いため、現状のままでよい。以上が報告案としてまとめたものでございます。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、議会運営委員会への報告につきましては、この資料のとおりにするということとよろしいでしょうか。

○下山委員 (3)の現行どおりにするということではいいと思うんですが、私たちの会派のほうから、確かにこの2つの意見もありましたが、加えて、5つの常任委員会があるので、5人とするという意見も出したと思うんですが、その点はどうか。

○山内座長 大きな意見としてはこの2つであろうということで、このようにまとめさせていただきましたが、確かに5人というお話も出ていたのは記憶にございますので、ここで取り扱いとして、もしよろしければこのままで、つけ加えてほしいというのであれば、正副座長でもう1度協議させていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○下山委員 とりあえず検討はしていただければありがたいかなと思います。

○山内座長 それでは、この点について、正副座長でもう1度お話しし、また結果については……。

○下山委員 それはお任せします。

○山内座長 わかりました。

それでは、この3つの件に関しましては、今すぐということではなく、今後の議会制度研究会における他項目の議論の進捗状況に応じて報告をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内座長 それでは、次に参ります。次回の検討項目についてを議題といたします。資料2をごらんください。次の検討テーマの選定について、それぞれの会派内でご協議いただいたことと思いますが、広報、議会運営に続く検討テーマの希望がございましたら、ここでご提案をお願いいたします。

今回は自民新さんからでいいですか。

○山口委員 うちは提案をしている関係で陳情の取り扱いというものもあるんですけれども、なかなかこれは難しい問題だろうということもありますが、出している以上、請願か、2つ出しちゃうと申しわけないんですけれども、もしくは施設整備の項目のほうから、今回は議論していただければと思います。

○高久委員 私どもは、いずれほかの項目もやるということでしょうけれども、次やるとすれば、施設整備に関してはいろいろ話をしっかり進めることもできるだろうということで、まずは次、施設整備はどうかと思っております。

○羽田委員 私どもも施設整備でいいと思うんですね。要するに、できるだけ早い時期に可能という線も含めてやるべきではないか。ただ、陳情とか請願の関係は、この間もずっと申し上げていますが、議会基本条例とか全体の議会運営にもかかわる問題だと思うんです。ですから、施設整備を先にということではないかと思います。

○中里委員 施設整備でよろしいんじゃないでしょうか。

○大庭委員　うちは、途中から言っていた委員会での請願・陳情の継続審査は、要するに結論を出しましょうという形の審議ができないかということにはこだわっているんですけども、時間がかかるという感じはしますよね。それからもう1つ、これもちょっと大きいんですけども、これも議会基本条例と関係しちゃうんですが、通年議会みたいな、これも多分そっちのほうに包含されちゃうと思うんですね。あともう1つは、これもまた議会基本条例に絡む会派の役割みたいなものがあるんです。

それで、できそうだなという感じで今挙げているのが政務調査費の名称について。これもどこかで何回か申し上げたことがあるんですけども、政務調査費という形だけだと調査活動の費用と。政務調査費は領収書等も含めて、我々は全部公開しているわけですから、その政務調査費とはどういうものかなといったときに、調査費という形だけでくくられないような、現在の政務調査費の使用目的というか使途については、いわゆる政務調査というイメージからちょっと外れたものも当然入っているわけですね。そうすると、その名前と実態みたいなものがずれると、これは何かおかしい使い方じゃないかなと一般の区民の方に思われてしまうことを避けるために、もうちょっと実態に即した、より実態に近いような名前に、もちろんちゃんと規定した上でやるんですけども、実態とすれば議会活動か議員活動か、その辺はちょっとわかりませんが、要するに議会か議員の活動費という名称のほうがよりわかりやすい。要するに領収書を全部公開することは当然なんですけれども、だからこそ、議員活動のために要する費用だという認識の仕方をしたほうが、もちろんその中で調査活動だとかいろいろあるわけですが、その辺の名称を、例えば政務調査費という名前は残してもいいんですけども、ぼつ議員活動費みたいな、要するに我々の議員からすると実態として調査だけに使っているということなので、そういうカテゴリーで言うと、区民の皆さんの間に誤解を生じかねない。政務調査というのは、どちらかというと行政的な用語で、一般区民からすると、それって何なのかと思われるので、名称変更ができないものかなということの提案も、これは皆さんの合議の上で比較的にできやすいんじゃないかなということで申し上げておきたいと思います。

○中村委員　もちろん施設整備をお願いします。

○あべ委員　施設整備というお話が多いので、施設整備でお願いしたいんですけども、それにプラス、項目がついていないやつで議員ポスト投函資料のデータ化というのは、民主さんと同じように項目としてお出しさせていただいているんですが、このポストというのも施設と考えれば施設なので、一緒にやっていただけたらなと思うんです。

それで、ポストに関しては、データ化して、例えばホームページにアップしたりなんかするというと、もちろん経費もかかってくると思うんですけども、いろいろ情報を共有していくという意味では、このポストの問題はちょっとやっていただきたいなと、今期だけに限らず、前から随分言ってきたんですが、なかなかデータ化に向けたものが進んでいないということなものですから、とりあえず話し合いだけでもしていただいて、今後、こういうことというのは間違いなく必要になってくると思います。

1人会派の場合、特に必要性を感じるのは、いろいろ資料が出てくるのは大会派から出てくるじゃないですか。そうするとタイムラグがどうしても出てきてしまうので、情報に関してはできれば共有化をさせていただいて、役人の皆さんが入って説明するとかというのは、それは今までどおりやっていただければいいんですけども、資料に関しては時間的にタイムラグがなく共有させていただいたほうがありがたいかなと思っておりますので、そういった点も検討の素材として、いろいろ検討していただけるいい機会だと思いますので、ぜひ施設整備とともにやっていただきたいなと思っております。よろしくお願いします。

○山内座長 み・行さんからたくさんのご提案がありまして、どこの項目に入れて考えていったらいいかなとちょっと考えて見ていたんですけども。

○大庭委員 後回しでいいですよ。みんなでそろっているんだっただろうがないじゃない。

○山内座長 これだけ出てきたら、どこか手をつけてやろうかなという思いもないわけではないから。

○大庭委員 全体の進行を妨げない範囲で。

○山内座長 では、そういうご意見がございましたので、多くは施設整備ということでお話がありましたので、項目としては施設整備ということで次回進めていきたいと思えます。その中で取り上げられることがあれば、あべ委員からもご提案があったとおりだし、それも含めるかどうかはちょっと考えますけれども、取り上げられることがあればやっていきたいな、ちょっと欲張りな感じで今回できればいいかなと思っています。

また、事務局に質問していいかな。政務調査費というこの名称はもともと固定されちゃっているわけですか。

○星区議会事務局次長 法律の体系がどのようになっているか、最終的に確認しますけれども、多くの市町村は政務調査費という言い方をしていますので、おそらく自治法の中の

定めに基づいてやっていることであろうと思いますが、そのあたりについては確認をさせていただきます。

○山内座長 それでは、施設整備ということで、次回から議題としたいと思います。

○あべ委員 今の議員ポスト投函資料のデータ化という中に入るんですけども、常々大変不便だなと思っているのは、皆さん議会が終わって、たまたま議会になかなか出てこなかったりするときに限って、大変資料がいっぱい入っていたりなんかするんですよね。だから、それに関して、例えば1つインターネット上にボックスみたいなものをつくっておいて、全部資料をアップするのは難しいと思うし、手間もかかるかもしれないから、こういう資料を投函しましたという情報みたいなものを入れていただくとか、そういうことでもいいのかなと思うんですね。ただ、資料が結構厚いものに関しては、読み込んだりなんかして、それをアップするというとまた手間もかかるので、なかなか難しいという話にもなってしまうのかなと思いますが、例えばタイトルだけでもこういうものを何日に投函したということであれば、それは見ていないのは議員それぞれの問題なので、そういうようなやり方もできるのかなと思いますので、そういうことも含めて検討していただきたいと思います。

○山内座長 もう内容に入っちゃうかな。わかりました。では、それをも踏まえてやっていきたいかなと思います。

次に、3 議会基本条例についてを議題といたします。他の会派から出された意見と前回の議論を1度各会派に持ち帰っていただき、再度協議することになっておりました。

まずは研究会に参加していない会派からの意見を、事務局より報告をお願いいたします。

○星区議会事務局次長 ご意見については特にいただいてございません。

○山内座長 それでは、前回の議論内容を踏まえ、それぞれの会派の意見をお願いしたいと思いますが、準備は大丈夫ですか。

○大庭委員 これから何を言うの。

○山内座長 前回の議論内容を踏まえて、それぞれの会派が持ち帰ってお話しなさってきたと思うので、そのことをここで披露させていただこうかなと思います。

○大庭委員 議会基本条例という言葉だけが出てきて、議会基本条例の実態部分についてはまだ何も議論していないというか、議会基本条例のある部分を取り上げては、その辺をちょっと主張しているという程度なだけで、うちは再々言っているように、議会基

本条例については、私個人はちょっと懐疑的なんです、会派的にはいいんじゃないかという状況ではあるんです。

議会基本条例は、今やっている自治体もあれば、検討している自治体もあれば、もしくは議会基本条例に関する本というか書物も出ていて、議会基本条例の形というのはもう大体明らかになっているだろうと思うんですよ。細かい部分をどうするのかというのは別としても、およそ議会基本条例のひな形みたいなものは大体もうでき上がって、世の中に存在しているだろうと思うんですよ。そのひな形も幾つかあるのかもしれませんが。要するに、もし議論をするとすれば、または何か意見を言うとしたら、少なくともそういうひな形みたいなものをモデルにして、たたき台にして、いいのか悪いのか。

そうすると、いいのか悪いのかという議論を始めちゃうと、もう議会基本条例に対する議論が始まっちゃうよねという話もあるんだけど、でも、お互い何となくぐるぐる周りで回っているよりも、これは具体的な議会基本条例のひな形みたいなものを横に置いて話をしないと、議会基本条例自体がいいのか悪いのかも含めて、いつまでたっても進まないんじゃないかという感じがするんです。そうすると、どこか参考になるモデルになるような議会基本条例みたいなものをどんと据えて、それで議論を進めていくことのほうが時間的なものの節約になるんじゃないのと僕は思うんです。

そうなってくると、議会基本条例をやるのという話にもなって、それは僕としてはどうか。僕自身は議会基本条例はどうなのかという感じはするんだけど、でも、ここまで議会基本条例と出てきているんだったら、ひな形みたいなものを出して、それで議論をすることでもやらないと、いいも悪いも進まないんじゃないのと、うちの会派としてはそう思っています。そういう具体的な話、全体を読み通してみても、それに対してこうだね、ああだねとかという形のことを言わないと進まないような気がするので、もしやるんだったら、そのひな形はどういう選び方をするかはまたちょっと議論があるかもしれないけれども、そういう物というか、具体的なものを持ってきて、それで話し合いをしたほうがいいと思います。

○羽田委員 関連なんですけれども、要するにどういうものかみたいな議論にもう入っていったほうがいいと私は思っているんですよ。つまり、これで言うと、議会基本条例に関する勉強会や視察の実施と書いてありますけれども、要するにもうこの段階に入るべきなのではないかと私は思うんです。だから、まず勉強会、ひな形という話がありましたけれども、自治体の規模だとか、議会の規模だとかそういうのも当然出てくるでしょうし、そ

れらも含めて、この勉強会なり、あるいは関東近県なりで条例制定しているところもありますし、そういう点では視察も含めて検討したらいいのではないかと私は思うんです。

○高橋委員 僕も議会基本条例とは何ぞやというところをとにかく勉強しようよということとをずっと言っているんですが、毎回ちょっとしたレポートみたいなものを出していただいていますけれども、これだけではどんなものなのかという全体像がまだつかみ切れないと思うんですね。いいものなのか悪いものなのか、その中の1つが浮き彫りにされて、それはまずいんじゃないかとか、それはいいんじゃないかとかいうことになっているので、なぜ必要なのかとか、やるメリット、デメリットみたいなものをもう少し浮き彫りにできるような全体で同じ場で勉強できれば一番いいかなとも思うので、勉強会なりを始めていただければありがたいなと思っています。

○中里委員 うち条例をつくらなくても個別にやっていけばということをこれまで言ってきましたけれども、その個別のテーマをいろいろやる中で、議会基本条例と一緒に議論しましょうねということが非常にたくさん出てきているのが現状なので、やはり基本条例にきちんと取り組んでいかないと話は進まないのかなというのは思っています。

今、勉強会なり視察なりというお話が出ていましたけれども、この勉強会については、うちも当初から、みんなでやっていきましょうということを提案しているので、そういったところに入るべきだというのは私も同感です。

○あべ委員 まず、私は基本条例の問題に入っていく場合に、一番初めに大事なものは、やっぱり基本条例は何かということを、ここに集まっている委員も含めて、各会派の皆さんを含めて認識を同じにしくちゃならないということで、その作業として、まず勉強会なり何なりということをするべきなんじゃないかなと思うんですね。

それで、その次の段階として、世田谷区で議会基本条例を必要とする場合にはどういう内容にしていくのかというその方向性の認識をまず同じにしないと、それぞれが違うものを目指して議会基本条例をとっても、それはまとまるものもまとまらないでしょうから、次段階ではどういうものをつくるんだ、どういうことのためにこの基本条例をつくるのかという認識をそれぞれ確認し合いながらやらないと、なかなか方向性が定まらないとまとまるものもまとまらないでしょうし、何のためにつくるのかということもその部分がわからなくなってしまう。議会基本条例をつくるがための作業、無理無理つくらなくてもいいわけですから、その辺の認識をまずは一緒にしくちゃならない、その作業をぜひやれるようにしていただきたいなと思います。

○中村委員 皆さんとほとんど一緒だと思うんですけども、とにかく今やろうといったところで、結構ふんわかしていて、多分話し始めたらすごく広くなってしまうので、どうしていくかというところの中で、勉強会であったり、先ほど大庭委員が言ったような1つモデルケースを持ってきて、その世田谷のマイナーチェンジになるのか、違うよねとなれば、新しいものをつけ加えていくとか、特色をつけ加えていくやり方でもいいと思うんですが、とにかくステップがいまいち目に見えてこないというところなので、そこは目鼻をつけていかなきゃいけないんだろうなと思います。

だから、勉強会をしても、勉強会は全く否定しませんし、やったほうがいいと思います。そのモデルにもよる、勉強する相手先にもよるんでしょうけれども、結局そこに倣っていく、それを世田谷型に変えていくということなのか。それから得る理想というものが、また皆さん、各会派ばらばらで、それを合わせるのも結構大変なのかなという気がする。この、こういうそもそもの理念みたいなものから立てましょうという話になると、多少は正副座長のえんやこらの部分でしてもらったほうが話はばらつかないでいくのかなという気はしています。前に進めること自体は大賛成ですので、あとはやり方だと思っています。

○下山委員 前回の7回のときにも発言させていただいているんですけども、どういう基本条例をつくるかというのは、私たちの会派の中でもなかなかまだ意見がまとまらないということで、それが1点あります。

今、大庭委員も、また中里委員のほうからも個人的にはちょっとどうかなということがあっても、やはり会派としては進めるというご意見もあって、私たちの会派の中でも本当にさまざまな意見があると思うんですね。

私が思うには、やはり条例化ということがすごく大きな問題だと思うんです。今回の議研のいろいろなことで、これまで私たち自身、議会運営のあり方を検討してずっと続いてきているわけですが、これが1つ条例化ということになると、これは条例に例外をつくるのかとか、それでは、今回はこうしようかみたいところがどうかなという、非常に条例化することの重みというのをもう少し考えないといけないということ。それから、私たち個人的な議員としての日々の活動と議会としてそれぞれの議員に課する義務みたいなものが明確になると、やはり議員のあり方自体も変わってくるというかなり大きな問題もあると思うので、検討すること自体はいいんですけども、先ほど言われた方向性をまとめるとかという、本当にそれぞれ議員の方1人1人が同じ方向性で条例化



という1つの大きなほうに向かえるのかなというのが、会派としても、私としても、そういうようなことをちょっと考えているんです。ただ、勉強会等について始めるのはいいんじゃないかと思います。

○山内座長 各会派のご意見で、勉強会、それから1つのひな形があって、この世田谷区に合うような規模、状況のものがあれば調べておく、それをもとにお話ししていくのがいいんじゃないかと私はとらえたんですけれども、どうだろうか。

○大庭委員 それでいいですよ。

○山内座長 ということであれば、皆様方に、世田谷と同規模で、このような、いろいろな面で人数とか、区民とか、それから財政その他、同じような規模の他の自治体、またはそういうところで条例をつくり、それを活用しているところがあれば調べていただきたいと思います。また、そういうことに関してかかわっていた学者先生というのも余り好きじゃないんですけれども、そういう専門家の話を聞くとか、何かその種がないと私たちもできないので、事務局においてもそういうものを調べていただくとともに、各会派でこういうところが先行事例としていいんですよというのがあれば、次回持ってきていただいて、話の遡上に上げたいなと思いますが、それでいかがでしょうか。

○小松委員 ちょっと不勉強な部分があって恐縮なんですけど、導入を検討した結果、やめたというか、合わないなという自治体って余り聞いたことがなくて、去年から我が会派のほうでも導入された自治体に行って話を伺って、こういう点がよかったですとかというお話を聞いているんですけれども、そうじゃなくて、今回我々がやろうとしているみたいにいろいろ検討した結果、ちょっとやめたとか、個別個別の議会の運営の改善にとどめたほうを選択したような自治体とかの事例が僕の中ではなかなか集まっていないので、次回以降、特に事務局のほうでそういった自治体とかがもしあれば、そういった状況だけまず、こういうところがありましたというのがわかるだけでも、そういったところから話を聞くことは、さっき高橋委員がおっしゃっていましたように、議会基本条例とは何ぞやであったり、その是非を比較する上では重要かなと思ったので、その辺、探していただくことをお手伝いいただけると助かります。

○山内座長 事務局、よろしいですか。

○星区議会事務局次長 事務局としても調べさせていただきます。

○下山委員 あと、あわせてなんですけれども、やはり東京23区というのはほかの自治体とは枠組みとしてもちょっと違うということで、例えば23区で、今、議会基本条例につい

て先行して検討を始めているような区があれば、ぜひ参考にしたいなと思いますが、いがかかなと思います。

○山内座長 議会基本条例については今いろいろご意見がありましたが、本日は、各会派の大枠だと思うんですけども、聞くことができました。本当にありがとうございます。

それでは、きょうのお話について、事務局で研究会に参加されていない会派の方々にも内容をちょっと伝えておいていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それから、各会派で、こういう事例があるんじゃないかとか、こんなところがいいんじゃないかとか、講師とかいろいろありましたら、大変申しわけないんですが、今月の27日金曜日までに、事務局のほうへご連絡をお願いしたいと思います。大変急で申しわけないんですが、次のステップに行くためには、やはり何か足がかりが必要だと思いますので、事務局のほうも早急にそういう資料を集めていただきたいと思います。座長として日にちを切るということは大変申しわけないような気がしますけれども、よろしくお願いいたします。

○大庭委員 事務局、次に具体的なものは何か提出できるの、提示できるの。

○星区議会事務局次長 基本的には、今お話に出ていた部分について研究、調査しまして、資料があれば、お出しするような形で考えていきたいと思っています。

○大庭委員 その資料の範囲というのは、例えば具体的にどここの条例とか、そういうものも出てくるの。

○星区議会事務局次長 必要であれば、そのようなものも出すような形で対応しますが、ここでもしそのようなものも含めて次回出す旨のご指示があれば、極力調査をして出せるようにしたいと思っています。

○大庭委員 僕はそう言ったつもりなんだけれども。

○山内座長 では、大庭委員のほうからの先ほどの話はそういうつもりということでありましたので、ぜひ進めていただきたいと思います。各会派のほうもよろしくお願いいたします。

それでは、何かその他でございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山内座長 それでは、次回の研究会の日程について協議したいと思います。前回、8月28日火曜日午前10時を予定として確認いただきましたが、確認どおり、8月28日火曜日10時から開催することよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内座長 それでは、そのように決定いたします。

その次の会は、第3回定例会後に開催したいと思います。日程については、ちょっとごちやごちやして間がありますので、次回のときにこの日程を決めたいと思います。大変申しわけないんですが、第9回の議会制度研究会において10回目の議会制度研究会の日程を決めさせていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内座長 以上で第8回議会制度研究会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。